

昭和54年3月23日条例第24号

足立区社会教育委員条例を公布する。

足立区社会教育委員条例

(設置)

第1条 社会教育法（昭和24年法律第207号）第15条第1項の規定に基づき、足立区教育委員会（以下「教育委員会」という。）に足立区社会教育委員（以下「委員」という。）を置く。

(委嘱の基準)

第2条 社会教育委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から委嘱する。

(定数)

第3条 委員の定数は、10人以内とする。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が規則で定める。

付 則

この条例は、昭和54年6月1日から施行する。

付 則 (平成26年10月27日条例第68号)

この条例は、公布の日から施行する。

足立区社会教育委員会議規則

昭和54年5月8日教育委員会規則8号

(目的)

第1条 この規則は、足立区社会教育委員の会議（以下「会議」という。）の運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(議長及び副議長)

第2条 会議に議長及び副議長を置き、委員の互選により定める。

2 議長及び副議長の任期は1年とする。ただし、再選を妨げない。

3 議長は、会議を主宰する。

4 副議長は、議長を補佐し、議長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

(招集)

第3条 会議は、議長が招集する。

(定足数及び決定)

第4条 会議は、委員の半数以上の出席をもつて開催する。

2 会議の議事は、出席した委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面による委員会の開催)

第5条 議長は、やむを得ない事由により会議の開催が困難な場合は、会議の招集を行わず、書面その他の方法により委員の意見を聴き、会議の議決に代えること（以下「書面議決」という）ができる。

2 議長は、書面議決の実施に当たり、議案書、書面表決書、意見書及び参考資料等を、回答期日を指定して全委員に送付するものとする。

3 前項の書面表決書の送付は、一の議案毎に、賛成又は反対を明らかにするように実施するものとする。

4 書面会議における議決は、第2項の書面表決書及び意見書を議長に提出した委員の過半数の同意をもって行うこととし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 議長は、委員に対して、議案書、書面表決書、意見書及び参考資料等を電磁的方法により送付することができる。委員が議長に対して書面表決書及び意見書を提出する場合も、同様とする。

6 第2項の回答期日までに委員の過半数から書面表決書及び意見書の提出があった場合は、会議が開催されたものとみなす。

7 第2項の回答期日までに書面表決書及び意見書を提出した委員は、会議に出席したものとみなす。

(会議録の作成)

第6条 議長は、会議終了後速やかに会議録を作成し、これを保管しなければならない。

(会議録の記載事項)

第7条 会議録には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 議題
- (2) 議事の概要
- (3) 出席した委員の氏名
- (4) その他議長が必要と認めた事項

(庶務)

第8条 会議の庶務は、足立区教育委員会事務局子ども家庭部青少年課において処理する。

(委任)

第9条 この規則の施行について必要な事項は、足立区教育委員会教育長に委任する。

(趣旨)

第1条 この要綱は、足立区社会教育委員会議（以下「会議」という。）の公開に関し必要な事項を定めるものとする。

(公開の対象)

第2条 公開の対象は、会議の全体会として開催する定例会とする。

(会議の開催の周知)

第3条 会議の開催は、公開又は非公開にかかわらず、原則として会議開催日の一週間前までに周知するものとし、周知後に公表内容に変更が生じた場合も同様とする。

2 周知の内容は、会議の日時、場所、傍聴手続その他必要な事項とする。

(傍聴の申請)

第4条 会議を傍聴しようとする者は、事前に傍聴申請書（別記様式）により申請しなければならない。

(傍聴人の入退場)

第5条 傍聴人が入退場しようとするときは、指定の出入口で係員に氏名を申し出なければならぬ。

(傍聴人の定員)

第6条 傍聴人の定員は、5人とする。ただし、会議の会場の都合等により増減を認める。

(傍聴の禁止)

第7条 次に該当する者は、傍聴することはできない。

- (1) 会議の妨害となると認められる器物等を携帯した者
- (2) 酗釈していると認められる者
- (3) その他議長が傍聴を不適当と認める者

(傍聴人の守るべき事項)

第8条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。

- (1) 拍手その他の方法で、自己の意思表明をしないこと。
- (2) 議事の進行を妨げる音又は声をたてないこと。
- (3) 身体を必要以上に動かさないこと。
- (4) その他会場の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。

(撮影及び録音の禁止)

第9条 傍聴人は、原則として傍聴席において写真、映画、ビデオ等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、議長が必要と認めたときは、この限りでない。

(係員の指示)

第10条 傍聴人は、全て係員の指示に従わなければならない。

(審議非公開の場合の退場)

第11条 議長が審議を非公開とすることを宣告したときは、傍聴人は、係員の指示に従い、速やかに退場しなければならない。